

「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

当行は、お取引先企業の事業内容や事業の特性に基づく事業性評価を通じて経営課題を共有し、課題解決に向けてコンサルティング機能を発揮してまいります。また、外部専門家や外部機関等とも協働して、お取引先企業のライフステージや事業の継続可能性等を適切かつ慎重に見極めたうえで、最適なソリューションを提供することで、事業の発展をサポートしてまいります。

b. IT実装支援

デジタル化を支援するため、外部専門家や外部機関等とも連携のうえ、最適な支援メニューの提供に取り組んでまいります。

c. 専門人材マッチング

お取引先企業の発展に貢献するため、人材紹介事業者とも連携を図りつつ、中核人材や専門人材の採用をサポートしてまいります。

d. グリーン化の取組

気候変動問題への対応に係る地域との協働を一層強化していくとともに、お取引先企業の環境配慮型事業の活動を推進するなど、環境保全等につながる取り組みをサポートしてまいります。

e. 健康経営に関する取組

地域の清掃・様々なボランティア活動・地域の祭り等への参加や、スポーツイベントの開催等を通じて、健康で活気に溢れた地域づくりに貢献してまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当行は、地域金融機関としての金融仲介機能を最大限に発揮して、「地域の皆さまを起点とした協働」をより一層強化させ、地域の持続的な発展に貢献してまいります。

2024年11月5日

株式会社高知銀行

取締役頭取 海治 勝彦